

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
たるときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 規 則
  - 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県農産物検査条例施行規則を廃止する規則
  - 鳥取県砕米管理規則を廃止する規則
  - 鳥取県生乳取引調停審議会規則を廃止する規則
- ◇ 告 示
  - 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正
  - 鳥取県砕米管理規則第四条の規定による砕米の用途の告示の廃止
  - 米穀等を輸送し又は輸送の委託をすることができる者及び数量の告示の廃止
- ◇ 公安規則
  - 聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則の全部を改正する規則

## 規 則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

### 鳥取県規則第三十五号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

事 業	対 象 者
母子健康診査	母子健康診査を受ける者
歯科診療	歯科診療を受ける者
成人病検診	成人病検診を受ける者

別表中「八十五円」を「八十六円」に、「二百二十円」を「二百八十円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第三十六号

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則（昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及びバレーボールコート」を削り、同項第三号中「トレーニングホール」の下に「テニスコート」を加える。

第八条を次のように改める。

（使用料の減免）

第八条 条例第五条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところにより行う。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定による生活保護を受けている者で福祉事務所長又は民生委員の証明のあるものが利用する場合 免除

二 身体的精神的健康の増進を図るため知事が特に必要があると認められた場合（体育施設等（入浴施設を除く。）を利用する場合に限る。）  
減免

2 前項第二号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第三号による減免申請書を知事に提出しなければならない。

様式第一号のその1中

利 用 区 分
1 健康診断
2 体力測定
3 体育指導
4 入 浴

（一般診断  
成人病診断  
エックス線診断  
眼底写真診断  
心電図診断  
不妊写真診断  
不妊診断  
婦人科診断  
小児科診断  
皮膚科診断  
泌尿器科診断  
耳鼻咽喉科診断  
眼科診断  
歯科診断  
その他）

を

利 用 区 分
1 健康診断
2 体力測定
3 体育指導
4 入 浴

（一般診断  
成人病診断  
個別診断  
眼底写真診断  
その他）

に改め、同様式のその2中

東 部	テニスコート ( 面) バレーボールコート
-----	-----------------------------

東 部	テニスコート ( 面)
-----	----------------

中 部	トレーニン グホー ル	一般 (中学生以下・ 高校生以上) 利用	円
	入 浴 設 施	大トレニ ングの 専用利用	円
		健康診断、体力測定又 は体育指導を受けた者 その他 (中学生以下・ 高校生以上) の者	円

中 部	トレーニン グホー ル	円
	テニス 入 浴 設 施	円

一般 (中学生以下・ 高校生以上) 利用	円
大トレニ ングの 専用利用	円
コート ( 面)	円
健康診断、体力測定又 は体育指導を受けた者	円
その他 (中学生以下・ 高校生以上) の者	円

円

〔1〕 健康診断  
 薬名 錠 110P S N S O 1 中  
 一般診断  
 エックス線写真診断・眼底写真診断  
 成人病診断

〔1〕 健康診断  
 一般診断  
 成人病診断  
 エックス線写真診断  
 エツクス線写真診断  
 眼底写真診断  
 その他の診断

円

様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第三号 (第八条関係)

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県立健康増進センター体育施設等使用料減免申請書

職 氏 名 殿

次のとおり鳥取県立(東部・西部・中部)健康増進センターの体育施設等の使用料を減免して下さるよう申請します。

年 月 日

□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

電話番号

利用する体育施設等の名称	
利用期日等	年 月 日 時 分から 時間 時 分まで
利用人員	人 (団体で利用する場合は、利用者名簿を添付のこと。)
使用料の額	円
減免申請の額	円
減免を必要とする理由	

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第三十七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則(昭和三十年十二月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。



(2) 製材の仕入等

区 分			仕 入 量			販 売 量			自 己 消費量
			県 内	県 外	計	県 内	県 外	計	
国 産 材	一 般 用 材	板 類 (立方メ ートル)							
		角 類 (立方メ ートル)							
		割 類 (立方メ ートル)							
	土 木 建 設 用 材 (立方メ ートル)								
	家 具・建 具 用 材 (立方メ ートル)								
	木箱・仕組板・こん包用材 (立方メ ートル)								
	そ の 他 (立方メ ートル)								
	用 材 計 (立方メ ートル)								
	合 板 (平方メ ートル)								
	木 材 チ ッ プ (トン)								
外 材	一 般 用 材	板 類 (立方メ ートル)							
		角 類 (立方メ ートル)							
		割 類 (立方メ ートル)							
	土 木 建 設 用 材 (立方メ ートル)								
	家 具・建 具 用 材 (立方メ ートル)								
	木箱・仕組板・こん包用材 (立方メ ートル)								
	そ の 他 (立方メ ートル)								
	用 材 計 (立方メ ートル)								
	合 板 (平方メ ートル)								
	木 材 チ ッ プ (トン)								
合 計	用 材 (立方メートル)								
	合 板 (平方メートル)								
	木材チップ (トン)								

7 機械設備の状況

区 分	大 き さ		数 量	大 き さ		数 量	大 き さ		数 量
	馬力			馬力			馬力		
集 材 機			台			台			台
運 材 用 鉄 索	直 径	ミリメートル	メ ー ト ル	直 径	ミリメートル	メ ー ト ル	直 径	ミリメートル	メ ー ト ル
チエンソー			台			台			台
ト ラ ッ ク	デ イ ー ゼ ル エ ン ジ ン	ト ン	台	デ イ ー ゼ ル エ ン ジ ン	ト ン	台	デ イ ー ゼ ル エ ン ジ ン	ト ン	台
フ オ ー ク	ガ ソ リ ン エ ン ジ ン	ト ン	台	ガ ソ リ ン エ ン ジ ン	ト ン	台	ガ ソ リ ン エ ン ジ ン	ト ン	台
リ フ ト	デ イ ー ゼ ル エ ン ジ ン	ト ン	台	デ イ ー ゼ ル エ ン ジ ン	ト ン	台	デ イ ー ゼ ル エ ン ジ ン	ト ン	台

8 施設及び建造物の概要

区 分	事 務 所	倉 庫	貯 木 場	そ の 他	計
面 積 (平方メートル)					
構 造 物 の 概 要					

9 従業員数

事 務 員	男		女		集 運		運 転 手		そ の 他		計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
伐 木			材 夫		材 夫		材 夫					
造 材			材 夫		材 夫		材 夫					
女 人			材 夫		材 夫		材 夫					

注 ※印欄には記入しないこと。

様式第三号

製材業者登録申請書

欄	は	収
	り	入
	付	証
	け	紙

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例第三条の規定により登録を申請します。

年 月 日

* 登録番号	製第 号
* 登録年月日	年 月 日

申請者 氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県知事

殿

1	申請者の住所 (法人にあつては、所在地)	電話番号
2	工場の所在地	電話番号
3	兼営事業の種類	(1) 素材生産業 (2) 素材生産受託業 (3) チップ生産業 (4) 合板製造業 (5) 建築業 (6) 建材・住宅機器販売業 (7) その他( )
4	加入団体名	
5	年間取扱予定量 (1) 原木の入手	
	自己生産量	立方メートル(うち県内) 立方メートル、県外 立方メートル
	買入量	立方メートル(うち国産材) 立方メートル、外材 立方メートル
買入量の内訳	区 分	市場(パーセント) 原木(パーセント) 素材(パーセント) 森林(パーセント) その他(パーセント) (シント) (シント) (生産者) (組合) (シント)
	国産材	県内より 立方メートル
		県外より 立方メートル
	外材	県内より 立方メートル
県外より 立方メートル		

(2) 生産・販売等

区 分	生産量 (賃挽数量)			販 売 量					自己消費量	
	国産材	外 材	計	県 内		県 外		計	国産材	外 材
				国産材	外 材	国産材	外 材			
一般用材										
板類 (立方メートル)	( )	( )	( )							
角類 (立方メートル)	( )	( )	( )							
挽割類 (立方メートル)	( )	( )	( )							
土木建設用材 (立方メートル)	( )	( )	( )							
家具・建具用材 (立方メートル)	( )	( )	( )							
木箱・仕組板・こん包用材 (立方メートル)	( )	( )	( )							
その他 (立方メートル)	( )	( )	( )							
計 (立方メートル)	( )	( )	( )							
木材チップ (トン)										
合板 (平方メートル)										

6 施設及び建造物の概要

区 分	事務所	工 場	水中貯木場	陸上貯木場	倉 庫	その他	計
面積 (平方メートル)							
建造物の概要							

7 機械設備の状況

区 分	大きさ (直径ミリメートル)	出力数 (キロワット)	台 数 (台)	区 分	大きさ (直径 ミリメートル)	出力数 (キロワット)	台 数 (台)
帯 の こ 機	自動送材車付			丸 の こ 機	テーブル式		
	帯のこ機				横切用		
	手押送材車付				ギヤング		
	帯のこ機				リッパ		
	テーブル兼用送材				リッパ		
	車付帯のこ機				耳摺機		
	自動ローラー送帯				目立機		
帯のこ機			剥皮機				
テーブル付帯のこ機			チップ				
			フォークリフト	ディーゼルエンジン	トン		
				ガソリンエンジン	トン		

8 出力量 (上記7以外の機械及び搬送装置の分を含む。)

総出力量	キロワット	契約電力量	キロワット
------	-------	-------	-------

9 従業員数

事務員	男 人	製材工	男 人	目立工	男 人	その他	男 人	計	男 人
	女 人		女 人		女 人		女 人		女 人

注 1 ※印欄には記入しないこと。

2 5の(2)の( )は賃挽数量を記入し、外数とすること。



附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第三十八号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(事務の範囲)

第二条 条例第一条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のとおり定める。

- 一 部又は機関（鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）第二条に規定する部又は機関をいう。以下同じ。）のうち県庁舎、中部総合事務所庁舎及び西部総合事務所庁舎に事務所を有するものが

使用する電気、ガス、水道及び冷暖房用燃料の料金の支払に関する事務

- 二 総務管財課が保管する自動車（軽自動車を除く。）の購入費、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに東京事務所が保管する自動車の燃料費の支払に関する事務

- 三 総務管財課、東京事務所、中部県税事務所、西部県税事務所、八頭地方農林振興局及び日野地方農林振興局に設置するファクシミリ装置を使用して行う通信に係る運用経費及び電話料金並びに当該ファクシミリ装置の賃借料金の支払に関する事務

- 四 部の文書の浄書及び発送（議会事務局、教育委員会事務局及び警察本部の文書の浄書並びに警察本部の文書の発送を除く。）に関する事務
- 五 東京事務所及び大阪事務所に設置する電話並びに広報文書課が管理する公衆電話の料金の支払に関する事務

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行し、改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定は、昭和五十八年度分の予算から適用する。

鳥取県農産物検査条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第三十九号

鳥取県農産物検査条例施行規則を廃止する規則

鳥取県農産物検査条例施行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県碎米管理規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第四十号

鳥取県碎米管理規則を廃止する規則

鳥取県碎米管理規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県生乳取引調停審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第四十一号

鳥取県生乳取引調停審議会規則を廃止する規則

鳥取県生乳取引調停審議会規則（昭和三十五年五月鳥取県規則第二十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百十七号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、昭和五十八年四月一日から施行する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

「六割」を「八割」に改め、第二号イ中「三百五十円」を「四百六十円」

に改め、同号口中「三百六十円」を「四百八十円」に改め、第三号を削る。

**鳥取県告示第三百十八号**

昭和二十六年七月鳥取県告示第三百十六号（鳥取県碎米管理規則第四条の規定による碎米の用途について）は、廃止する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

**鳥取県告示第三百十九号**

昭和二十七年八月鳥取県告示第四百十四号（米穀等を輸送し又は輸送の委託をすることができる者及び数量について）は、廃止する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

**公安委員会規則**

聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

**鳥取県公安委員会規則第三号**

聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則

聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則（昭和四十三年三月鳥取県公安委員会規則第一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、法令に特別の定めがある場合を除き、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が法令の規定に基づいて行う聴聞及び弁明の機会の供与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 当事者 聴聞を受ける者又は弁明をする者をいう。
- 二 参考人 当該事案に関する事項に関し、専門的知識を有する者をいう。
- 三 関係人 前二号に規定する者以外の者で、当該事案に関係のあるものをいう。

（主宰者）

第三条 聴聞は、公安委員会委員長が主宰する。

2 公安委員会は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に基づく運転免許の取消し処分該当する事案のうち次の各号に掲げる事案以外の事案に係る聴聞については、前項の規定にかかわらず、公安委員会の指

名する公安委員又は鳥取県警察本部長（以下「警察本部長」という。）若しくは警察本部長の指名する警察職員に主宰させることができる。

- 一 処分事由の認定に関し重大な争いのある事案
- 二 警察職員が関係した事案
- 三 その他公安委員会が指定する事案

3 前項の警察本部長の指名する警察職員は、鳥取県警察本部の警察職員のうち、聴聞を主宰するについて必要な知識及び経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者と認められる者でなければならない。  
 （警察本部長の行う聴聞についての準用）

第四条 この規則は、鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和四十五年一月鳥取県公安委員会規則第一号）により警察本部長に事務を委任したものについて準用するものとする。

（除斥理由）

第五条 主宰者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職務の執行から除斥される。

- 一 主宰者が、当該事案の当事者若しくはその代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。
- 二 主宰者が、当該事案の利害関係人又はその代理人であるとき、又はあつたとき。
- 三 主宰者が、当該事案の当事者又は利害関係人の四親等内の親族であるとき、又はあつたとき。
- 四 主宰者が、当該事案の当事者又は利害関係人の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。
- 五 主宰者が、当該事案について参考人となつたとき。

六 主宰者が、当該事案の処理に関与したとき。

（忌避の申立て）

第六条 当事者は、主宰者が聴聞から除斥されるべきとき、又は主宰者に公正な聴聞を妨げる事情があるときは、当該主宰者を忌避することができる。

2 前項の規定による忌避の申立ては、公安委員会に対し、その理由を明らかにして行わなければならない。

3 当事者又はその代理人が当該事案について陳述したときは、主宰者を忌避することができない。

（忌避の申立ての審査）

第七条 公安委員会は、忌避の申立てがあつた場合は、直ちに、これを審査し、忌避の申立てに正当な理由があると認めるときは、当該忌避に係る主宰者を変更しなければならない。

（代理人）

第八条 当事者は、聴聞に代理人を出席させようとするときは、聴聞期日までに、様式第一号による届出書により公安委員会に届け出なければならない。

2 代理人となつた者は、聴聞に際し、委任状を公安委員会に提出しなければならない。

（補佐人）

第九条 当事者又はその代理人は、補佐人とともに聴聞に出席することができる。

2. 当事者又はその代理人は、聴聞に補佐人を出席させようとするときは、聴聞の期日までに、様式第一号による届出書により、公安委員会に届け

出なければならぬ。

(参考人及び関係人)

第十条 公安委員会は、必要があると認めるときは、聴聞に参考人又は関係人の出頭を求めることができる。

2 公安委員会は、参考人又は関係人の出頭を求めようとするときは、その旨を様式第二号による通知書により、当該参考人又は関係人に通知するものとする。

(聴聞の通知)

第十一条 当事者に対する聴聞の通知は、法令に規定する期日までに様式第三号による通知書により行わなければならない。

(聴聞の期日及び場所の変更)

第十二条 当事者は、やむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の申出により聴聞の期日を変更し、又は職権で聴聞の期日若しくは場所を変更したときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

3 公安委員会は、第一項の申出を不相当と認めたとときは、直ちに、その理由を明らかにして当事者に通知しなければならない。

(聴聞の公示)

第十三条 聴聞の公示は、道路交通法に基づく運転免許の取消し及び効力の停止並びに自動車の使用の制限の処分に係る聴聞については公安委員会の掲示板に掲示することにより、その他の処分に係る聴聞については鳥取県公報に登載することにより行う。

(聴聞の公開)

第十四条 聴聞は、公開による口頭審問の方法により行う。

(冒頭手続)

第十五条 主宰者は、聴聞を開始しようとするときは、聴聞に出頭した者が当事者又はその代理人であることを確認した後、当事者はその代理人に対し、当該事案の内容を告げなければならない。

(意見の陳述及び証拠の提出)

第十六条 当事者若しくは代理人又はその補佐人(以下「当事者等」という。)は、当該事案について意見を述べ、又は証拠を提出することができる。

2 証拠の提出は、証明すべき事項を明らかにして行わなければならない。

3 補佐人の陳述は、当事者又はその代理人が直ちに取消し、又は訂正をしないときは、自ら陳述したものとみなす。

4 当事者等以外の者は、主宰者に供述を求められた場合を除いては、その許可を得なければ発言することができない。

(審問)

第十七条 主宰者は、当該事案の内容を明らかにするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者等又は参考人若しくは関係人に対し、陳述を促すことができる。

(証拠調べ)

第十八条 主宰者は、当事者等の申出又は職権により証拠調べをすることができる。

(証拠調べの申出の却下)

第十九条 主宰者は、当事者等の証拠調べの申出が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申出を却下することができる。

一 当該証拠調べが不必要と認められるとき。

二 当事者等の故意又は重大な過失により証拠調べの申出の時機が遅れたため、当該証拠調べにより聴聞の終結が遅延すると認めるとき。

(陳述の制限及び秩序の維持)

第二十条 主宰者は、聴聞の秩序を維持するため必要があると認めるときは、聴聞に出頭した者の発言を制限することができる。

2 主宰者は、聴聞の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は聴聞の秩序を乱した者に対し退場を命ずることが出来る。

(聴聞の継続)

第二十一条 主宰者は、必要があると認めるときは、聴聞の期日を改めて、これを継続することができる。

2 前項の規定により聴聞を継続する場合には、当事者又はその代理人に対し、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。

(聴聞の終結)

第二十二条 主宰者は、当該事案に対する処分決定をするに熟すると認められるときは、聴聞を終結する。

(欠席の場合の措置)

第二十三条 主宰者は、当事者又はその代理人が正当な理由がないのに聴聞に出席しなかつた場合には、聴聞を行ったものとして聴聞を終結する。

(聴聞調査書)

第二十四条 主宰者は、聴聞を行ったときは、聴聞の状況を明らかにするため、次の各号に掲げる事項を記載した聴聞調査書を作成し、公安委員会に提出しなければならない。

一 件名

二 主宰者の氏名

三 当事者の氏名及び住所

四 出席した代理人、補佐人、参考人及び関係人の氏名及び住所

五 聴聞の期日及び場所

六 当事者若しくは代理人又は補佐人の陳述の要旨

七 参考人又は関係人の陳述の要旨

八 取り調べた証拠の標目

(弁明の通知)

第二十五条 当事者に対する道路交通法第九十条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、様式第四号による通知書により行わなければならない。

(聴聞に関する規定の準用)

第二十六条 第八条から第十条まで、第十二条、第十六条及び第二十三条の規定は、弁明の機会の供与について準用する。

(口頭による弁明)

第二十七条 当事者又はその代理人から口頭による弁明があつたときは、公安委員会の指定を受けた警察職員は、弁明を録取して様式第五号による弁明調査書を作成し、これを当事者又はその代理人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、署名押印させなければならない。

2 前項の規定により弁明調査書を作成した者は、速やかに、当該弁明調査書とその警察職員の所属長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(書面による弁明)

第二十八条 弁明は、口頭による弁明に代えて、弁明書を第二十五条の通知書に記載された期日までに提出して行うことができる。

(雑則)

第二十九条 この規則に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の供与に  
関し必要な事項は、公安委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第一号 (第8、9条関係)

代理人  
補佐人 選 任 届 出 書

鳥取県公安委員会殿

年 月 日付けて通知のあつた

法第 条第 項の規定に基づき

聴聞について、下記の者を代理人に選任したので届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

記

④

住 所		
氏 名		
職 業	年 齢	
本人との関係		

様式第2号 (第10条関係)

出 頭 通 知 書

住 所  
氏 名 殿

法第 条第 項の規定に基づき、下記の  
とおり聴聞を行いますので 参考人 として出頭してください。

年 月 日

鳥取県公安委員会 関

記

聴聞の期日		
聴聞の場所		
事案の内容	被 聴 聞 者	処分をしようとする理由
出頭を求める理由		

様式第3号 (第11条関係)

聴 聞 通 知 書

住 所  
氏 名 殿

法第 条第 項の規定により、下記のと  
おり聴聞を行いますので出頭してください。

年 月 日

鳥取県公安委員会 関

記

聴聞の期日		
聴聞の場所		
処分をしようとする理由		

備考

- 1 あなたが病氣その他やむを得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。なお、代理人を選任したときは、聴聞の当日までに選任届を提出してください。
- 2 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかつたときは、聴聞を行ったものとして処分を決定します。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、補佐人とともに出頭することができます。
- 4 あなた、あなたの代理人又は補佐人は、聴聞において、事案について意見を述べ、又は有利な証拠を提出することができます。



様式第4号 (第25条関係)

弁明の機会の特通知書

住所  
氏名 殿

道路交通法第90条第2項の規定に基づき、下記のとおり弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるので出頭してください。

年 月 日

鳥取県公安委員会 関記

弁明の日時	
弁明の場所	
処分をしようとする理由	

備考

- 1 弁明は、口頭による弁明に代えて弁明の日時までに弁明書を提出して行うことができます。
- 2 あなたが病氣その他やむを得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。なお、代理人を選任したときは、弁明の日時までに選任届を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかつたとき、又は弁明の日時までに弁明書を提出しなかつたときは、弁明を行ったものとして処分を決定します。

様式第5号 (第27条関係)

弁明調査書

弁明者	住所	年 月 日生
	氏名	
事件の内容		

上記の者は、年 月 日において本職に対し、道路交通法の規定に基づき、下記のとおり弁明をした。

上記のとおり録取して謄本開かせたところ謄りのないことを申立て署名 印した。

年 月 日